

五企企発第285-1号
令和7年12月10日

各公民館長・組長 様

五ヶ瀬町長 小迫幸弘
(公印省略)

令和8年度五ヶ瀬町集落支援員の募集について（周知）

このことについて、別添のとおり募集を行いますので、周知をよろしくお願いします。

（文書取扱 企画課）

担当：企画政策係
電話：82-1717

五ヶ瀬町集落支援員募集要項

我が国では、少子高齢化や人口減少社会の到来、AI等を始めとする先進技術の急速な進展による産業・就業構造の変化、地球温暖化に起因する気候変動がもたらす環境変化や自然災害の激甚化など、様々な社会課題への対応が求められています。

このような社会情勢の中、五ヶ瀬町においても人口の減少や高齢化により、今後集落活動の維持が厳しい状況となっていくことが予測され、地域に応じた課題を把握し、その解決を図っていく人材が必要です。

五ヶ瀬町に活力を維持し、住民とともに地域の活性化を図り持続可能な地域を創っていくために、地域のサポート役として集落支援員を募集します。

1 募集人員

集落支援員 4名

- ① 桑野内地区集落支援員 1名（パートタイム会計年度任用職員）
- ② 鞍岡地区集落支援員 1名（パートタイム会計年度任用職員）
- ③ 買物支援集落支援員 2名（フルタイム会計年度任用職員）

2 活動地域 五ヶ瀬町内

- ① 桑野内地区
- ② 鞍岡地区
- ③ 町内全域

3 業務内容

地域と連携しながら、以下のような地域の安心・安全の維持、地域の活性化に繋がる地域支援活動に取り組んでいただきます。

（主な活動内容）

- ・桑野内地区集落支援員及び鞍岡地区集落支援員
 - (1) 地域の巡回・状況調査、ヒアリング、課題把握及び整理
 - (2) 地域での協議、課題解決のための活動
 - (3) 行政等関係機関との連絡調整
 - (4) 各地区の地域自主組織における事務等の業務支援
 - (5) 地域内の移動支援に関すること。
 - (6) 地域内の福祉の向上に関すること。
 - (7) 集落支援員に対する研修等への参加

- ・買物支援集落支援員

- (1) 移動販売車による買物支援活動

- (2) 買物支援活動を通じた地域の巡回及び現状把握と課題整理
- (3) 課題解決のための活動
- (4) 集落支援員に対する研修等への参加

4 募集対象

次のすべての要件を満たす方とします。

- (1) 令和8年4月1日現在で18歳以上の方（性別は問いません）
- (2) 勤務開始時点で五ヶ瀬町に住民票がある方
- (3) 地域住民や関係機関と協力しながら意欲的に活動できる方
- (4) 活動に専任できる方
- (5) 普通自動車運転免許を取得している方（MT、AT限定は問いません。）
- (6) ワード、エクセル等の基本的なパソコン作業ができる方
- (7) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当せず、心身ともに健康で、誠実に業務を行うことができる方

5 活動時間

- ・桑野内地区集落支援員及び鞍岡地区集落支援員

原則として、一週間当たり38時間45分に満たない範囲とします。ただし、業務内容により変動することがあります。なお、土日・祝日の勤務の場合は振替対応とします。

- ・買物集落支援員

月曜日から土曜日の中で5日勤務のシフト制とし、8時30分～17時15分まで（休憩60分）の勤務となります。シフトの決定については、業務の状況等を考慮し、調整のうえ決定します。

6 雇用形態及び雇用期間

- (1) 地方公務員法第22条の2に規定する会計年度任用職員として任用とします。
- (2) 任期は、任用の日から当該年度末までとしますが、活動に取り組む姿勢、成果等を勘案し、年度単位で再度の任用をすることができます。

7 報酬及び福利厚生

- (1) フルタイム会計年度任用職員の報酬又は給与は月額213,100円を基本とします。パートタイム会計年度任用職員の報酬又は給与は時給1,348円を基本とします。なお、五ヶ瀬町会計年度任用職員の例により年2回（6月、12月）期末・勤勉手当を支給します。
- (2) 健康保険、厚生年金及び雇用保険に加入します。
- (3) 有給休暇は、年次休暇、特別休暇等があります。（五ヶ瀬町会計年度任用

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の例によります。)

- (4) 活動に必要な車両は貸与します。
- (5) その他活動に必要な経費（消耗品購入、研修参加費等）については、予算の範囲内で町が負担します。

8 応募手続き

- (1) 応募期間 令和7年12月10日（水）～令和8年1月23日（金）

- (2) 提出書類

- ア 五ヶ瀬町集落支援員応募用紙

- （五ヶ瀬町ホームページよりダウンロード可）

- イ 運転免許証の写し

- ウ 住民票（応募時の住所地のもの）

- エ その他P R 資料（任意）

- ※ 提出された書類は返却しませんのでご了承ください。

- (3) 応募用紙等の提出先

- 〒882-1295

- 宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所1670番地

- 五ヶ瀬町企画課「集落支援員」担当宛

9 選考方法

- (1) 第1次選考

- 書類選考の上、結果を応募者に文書にて通知します。

- (2) 第2次選考

- 第1次選考合格者について、面接を五ヶ瀬町役場にて行います。詳しい日時は第1次選考合格通知でお知らせします。面接会場までの交通費等は各自御負担ください。

- (3) 最終選考結果の通知

- 第2次選考終了後、おおむね2週間以内に文書で通知します。

10 採用予定日

原則として令和8年4月1日とし、詳細は協議により決定します。

11 その他

募集に関する質問は、五ヶ瀬町公式ホームページのお問い合わせフォーム又は下記宛までお問い合わせいただきますようお願いします。

【問合せ先】

〒882-1295

宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所1670番地

五ヶ瀬町企画課「集落支援員」担当
TEL 0982-82-1717／FAX 0982-82-1720

五ヶ瀬町集落支援員応募用紙

令和 年 月 日

五ヶ瀬町長 小 迫 幸 弘 宛

五ヶ瀬町集落支援員募集要項を承諾の上、次のとおり応募します。

ふりがな				<p>(写真)</p> <p>縦 40 ~ 50 mm 横 30 ~ 40 mm</p>	
氏 名					印
生年月日	昭和・平成 年 月 日	性別	男・女		
ふりがな 現住所	〒 —				
電話番号		携帯電話			
E-mail					
現勤務先 又は学校名		趣味・特技			
家族構成 (続柄・年齢)	採用後の同居予定の有無についても併せてご記入ください。				
健康状態	アレルギー、持病など健康状態で特記すべき事項があればご記入ください。				
備考	身上について上記以外で伝えておきたいことがあればご記入ください。				

応募条件 確認欄	<□にチェックしてください>				
	<input type="checkbox"/> 令和8年4月1日現在で18歳以上である。				
	<input type="checkbox"/> 任期中は可能な限り地域内に居住し、地域活動等にも積極的に参加できる。				
	<input type="checkbox"/> 活動に専任できる。				
	<input type="checkbox"/> 普通自動車運転免許を持っている。（ <input type="checkbox"/> MT <input type="checkbox"/> AT限定）				
	<input type="checkbox"/> ワード、エクセル等の基本的なパソコン作業ができる。				
	<input type="checkbox"/> 活動内容を把握している。				
	<input type="checkbox"/> 募集要項の募集対象要件で上記以外の項目すべてに該当する。				

出生地				
学歴 ※最終学歴は必ず記入	学校名	学部・学科名	在学期間	○で囲む
			自 年 月 日 至 年 月 日	卒業
			自 年 月 日 至 年 月 日	卒業
			自 年 月 日 至 年 月 日	卒業・卒業見込
職歴	勤務先	所在地	在職期間	雇用形態
			自 年 月 日 至 年 月 日	<input type="checkbox"/> 正職員 <input type="checkbox"/> その他
			自 年 月 日 至 年 月 日	<input type="checkbox"/> 正職員 <input type="checkbox"/> その他
			自 年 月 日 至 年 月 日	<input type="checkbox"/> 正職員 <input type="checkbox"/> その他
			自 年 月 日 至 年 月 日	<input type="checkbox"/> 正職員 <input type="checkbox"/> その他

年 月	免 許 ・ 資 格

五ヶ瀬町集落支援員に応募された動機をご記入ください。

五ヶ瀬町集落支援員として行いたい活動について、以下の点を踏まえてご記入ください。

- ① これまで培った技術や経験の活用
- ② 現時点での考えている具体的取り組み内容（あれば）